

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分

#### (定義)

第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行告示」という。）、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（以下「信用金庫告示」という。）、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（以下「信用協同組合告示」という。）、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（以下「労働金庫告示」という。）、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「農業協同組合告示」という。）、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「漁業協同組合告示」という。）、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「農林中央金庫告示」という。）及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「商工組合中央金庫告示」という。）において使用する用語の例による。

#### (適格格付機関)

号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十一号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。

一 株式会社格付投資情報センター

二 株式会社日本格付研究所

三 ムードレイズ・インベスターーズ・サービス・インク

四 S & Pグローバル・レーディング

五 フィツチレーディングスリミテッド

(適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係)

第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十一号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

一 中央政府及び中央銀行向けエクスボージャー

信用リスク区分					
ソード	フィツチレーミティ	S & Pグローバル・レーイン	ムードレイズ・インベスター	株式会社日本格付研究所	株式会社格付投資情報セシナ
AAA AA-	AAA AA-	Aaa AA-	AAA AA-	AAA AA-	1-1
A+ A-	A+ A-	A1 A3	A+ A-	A+ A-	1-2
BBB+ BBB-	BBB+ BBB-	Baa1 Baa3	BBB+ BBB-	BBB+ BBB-	1-3
BB+ BB-	BB+ BB-	Ba1 Ba3	BB+ BB-	BB+ BB-	1-4
B+ B-	B+ B-	B1 B3	B+ B-	B+ B-	1-5
B- 未満	B- 未満	B3 未満	B- 未満	B- 未満	1-6

二 國際開発銀行向けエクスボージャー

付 研 究 所	株式会社日本格	株式会社格付投	資情報センター	信用リスク区分	四 法 人 等 向 け エ ク ス ポ ー ジ ヤ ー	株式会社日本格	株式会社格付投	資情報センター	信用リスク区分	三 金 融 機 関 向 け エ ク ス ポ ー ジ ヤ ー	株式会社日本格	株式会社格付投	資情報センター	信用リスク区分					
AAA { AA-	AAA { AA-	4 — 1			グル S ・ & ソード イング スリミ ングチ レーテ ィンバ	ムー インク ・サ インベ ーク	デ ンベ ースタ ー・	イ ンベ ーク	付 研 究 所	株 式 会 社 日 本 格	資 情 報 セ ン タ ー	信 用 リ ス ク 区 分	グル S ・ & ソード イング スリミ ングチ レーテ ィンバ	ムー インク ・サ インベ ーク	デ ンベ ーク	付 研 究 所	株 式 会 社 日 本 格	資 情 報 セ ン タ ー	信 用 リ ス ク 区 分
A+ { A-	A+ { A-	4 — 2			AAA { AA-	AAA { AA-	Aaa { Aa3	AAA { AA-	AAA { AA-	AAA { AA-	3 — 1	AAA { AA-	AAA { AA-	Aaa { Aa3	AAA { AA-	AAA { AA-	2 — 1		
BBB+ { BBB-	BBB+ { BBB-	4 — 3			A+ { A-	A+ { A-	A1 { A3	A+ { A-	A+ { A-	A+ { A-	3 — 2	A+ { BBB-	A+ { BBB-	A1 { Baa3	A+ { BBB-	A+ { BBB-	2 — 2		
BB+ { BB-	BB+ { BB-	4 — 4			BBB+ { B-	BBB+ { B-	Baa1 { B3	BBB+ { B-	BBB+ { B-	BBB+ { B-	3 — 3	BB+ { BB-	BB+ { BB-	Ba1 { Ba3	BB+ { BB-	BB+ { BB-	2 — 3		
BB- 未 満	BB- 未 満	4 — 5			B- 未 滿	B- 未 滿	B3 未 滿	B- 未 滿	B- 未 滿	B- 未 滿	3 — 4	B+ { B-	B+ { B-	B1 { B3	B+ { B-	B+ { B-	2 — 4		
													B- 未 滿	B- 未 滿	B3 未 滿	B- 未 滿	B- 未 滿	2 — 5	

グル S ・& レー グロ ーテ イン バ		インク ・サ ービ ス・ ー		ムー ンデ ィー ズ・ ンタ ー		株式会社 付研 究所	株式会社 資情 報セ ンタ ー	信用 リス ク区 分	イ 長 期 格 付 の 場 合	六 標準的 的手法 におけ る証券化 エクス spoージ ヤー	グル S ・& レー グロ ーテ イン バ	インク ・サ ービ ス・ ー		ムー ンデ ィー ズ・ ンタ ー	株式会社 付研 究所	株式会社 資情 報セ ンタ ー	信用 リス ク区 分	五 短期格付 が付与さ れている 法人等向 けエクス spoージ ヤー	グル S ・& レー グロ ーテ イン バ	ムー ンデ ィー ズ・ ンタ ー	
AAA ( AA-	Aaa ( Aa3	AAA ( AA-	AAA ( AA-	6 — 1						F1	A-1	P-1	J-1	a-1	5 — 1		AAA ( AA-	AAA ( AA-	Aaa ( Aa3		
A+ ( A-	A1 ( A3	A+ ( A-	A+ ( A-	6 — 2						F2	A-2	P-2	J-2	a-2	5 — 2		A+ ( A-	A+ ( A-	A1 ( A3		
BBB+ ( BBB-	Baa1 ( Baa3	BBB+ ( BBB-	BBB+ ( BBB-	6 — 3						F3	A-3	P-3	J-3	a-3	5 — 3		BBB+ ( BBB-	BBB+ ( BBB-	Baa1 ( Baa3		
BB+ ( BB-	Ba1 ( Ba3	BB+ ( BB-	BB+ ( BB-	6 — 4						F3 未 満	A-3 未 満	P-3 未 満	J-3 未 満	a-3 未 満	5 — 4		BB+ ( BB-	BB+ ( BB-	Ba1 ( Ba3		
BB- 未 満	Ba3 未 満	BB- 未 満	BB- 未 満	6 — 5												BB- 未 満	BB- 未 満	Ba3 未 満			

## イ 長期格付の場合

口 短期格付の場合						ツイドングスリミテ	
ツイドングスリミテ	グル S ・ & レ P ー グ テロ イー ンバ	イズ ンク サ ー ビス ・	イン ベ ー ビス ・	ム ー デ イ ー ズ ・	付 研 究 所 会 社 日 本 格	株 式 会 社 資 信 情 報 セ ン タ ー 格 付 投	信 用 リ ス ク 区 分
F1	A-1		P-1		J-1	a-1	7   1
F2	A-2		P-2		J-2	a-2	7   2
F3	A-3		P-3		J-3	a-3	7   3
F3 未 満	A-3 未 満		P-3 未 満		J-3 未 満	a-3 未 満	7   4

## □ 短期格付の場合

附則	株式会社 研究所	株式会社 日本格付	株式会社 格付投	資情報セ ンター	信用リスク区分	
ツド イド ング スチ シリ ミテ ィン グチ レーテ ィミテ ンチ ロイ ミテ ーク グロ ーイ ンバ ル・ レ ー テ イ ン S & P グ ロ ー ン バ ズ ・ イ ン ク サ ー ビ ス ・ ム ー デ イ ズ ・ イン ベ ス タ ー ズ ・ イ ン ベ ス タ ー ズ ・ 付 研 究 所	F1	A-1	P-1	J-1	a-1	7   1
	F2	A-2	P-2	J-2	a-2	7   2
	F3	A-3	P-3	J-3	a-3	7   3
	F3 未 満	A-3 未 満	P-3 未 満	J-3 未 満	a-3 未 満	7   4

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。